明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○電波法施行規則の一部を改正する省令（**総務**一一八）　二
○無線局免許手続規則の一部を改正する省令（**同**一一九）　七
○無線局運用規則の一部を改正する省令（**同**一二〇）　七
○無線設備規則の一部を改正する省令（**同**一二一）　七
○登録点検事業者等規則の一部を改正する省令（**同**一二二）　七
○漁船特殊規程及び小型漁船安全規則の一部を改正する省令（**農林水産・国土交通**一）　八
○船舶設備規程等の一部を改正する省令（**国土交通**六九）　八

〔告　示〕

○無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件の一部を改正する件（**総務**五五六）　三
○電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件の一部を改正する件（**同**五五七）　三
○型式検定に合格したものであることを要しない無線設備の機器を定める件の一部を改正する件（**同**五五八）　三
○船舶の入港中に定期に行う義務船舶局等の無線設備の点検の方法を定める件の一部を改正する件（**同**五五九）　三
○義務船舶局等の遭難通信の通信方法に関する事項を定める件の一部を改正する件（**同**五六〇）　四
○認定点検事業者が行う点検の実施方法等を定める件の一部を改正する件（**同**五六一）　四
○小型船舶等の義務船舶局が備えなければならない無線設備の機器に代えることができる機器を定める件の一部を改正する件（**同**五六二）　四
○船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置を備える船舶局が具備すべき電波を定める件を廃止する件（**同**五六三）　四
○小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件（**同**五六四）　四
○捜索救助用位置指示送信装置の技術的条件を定める件（**同**五六五）　五
○電波法施行規則第三十八条第五項の規定により総務大臣が別に告示する方法を定める件（**同**五六六）　五
○周波数割当計画の一部を変更する件（**同**五六七）　五
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十三年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**五六八）　六
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十四年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**五六九）　六
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十五年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**五七〇）　六
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十六年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**五七一）　六
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十七年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**五七二）　六
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十八年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**五七三）　六
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十九年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**五七四）　七
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**五七五）　七
○農薬を登録した件（**農林水産**一八四三～一八五六）　八
○農薬を再登録した件（**同**一八五七～一八六一）　三
○農薬の登録が失効した件（**同**一八六二～一八六五）　三
○船舶の排水設備の基準を定める告示の一部を改正する件（**国土交通**一三五九）　三
○船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する件（**同**一三六〇）　三
○低騒音型建設機械の指定に関する件（**同**一三六一）　三
○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件（**同**一三六二）　三
○排出ガス対策型原動機の認定に関する件（**同**一三六三）　三

（以下次のページへ続く）